

## 施設利用料金

### 箕面市立中央生涯学習センター

階別	部屋	収容 人数	単位利用時間帯利用料金					
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		(人)	(円)					
2階	講義室	36	940	1,250	1,250	2,190	2,500	3,440
3階	講座室	42	940	1,250	1,250	2,190	2,500	3,440
	第1会議室	18	470	630	630	1,100	1,260	1,730
	第2会議室	18	470	630	630	1,100	1,260	1,730
	工芸室	36	940	1,250	1,250	2,190	2,500	3,440
	料理実習室	36	940	1,250	1,250	2,190	2,500	3,440
	音楽室(大)	50	1,420	1,890	1,890	3,310	3,780	5,200
	音楽室(小)	7	470	630	630	1,100	1,260	1,730
	録音室	3	470	630	630	1,100	1,260	1,730
	美術室	30	940	1,250	1,250	2,190	2,500	3,440
	和室	30	940	1,250	1,250	2,190	2,500	3,440
	茶室1	15	1,420	1,890	1,890	3,310	3,780	5,200
	茶室2	20	1,420	1,890	1,890	3,310	3,780	5,200
	プレイルーム	30	470	630	630	1,100	1,260	1,730

### 箕面市立東生涯学習センター

階別	部屋	収容 人数	単位利用時間帯利用料金					
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		(人)	(円)					
地下 1階	講座室	60	940	1,250	1,250	2,190	2,500	3,440
	第1会議室	30	470	630	630	1,100	1,260	1,730
	第2会議室	30	470	630	630	1,100	1,260	1,730
	プレイルーム	(注)	470	630	630	1,100	1,260	1,730
	和室	30	940	1,250	1,250	2,190	2,500	3,440
	茶室	5	470	630	630	1,100	1,260	1,730
地下 2階	美術室	30	940	1,250	1,250	2,190	2,500	3,440
	料理実習室	36	940	1,250	1,250	2,190	2,500	3,440
	多目的室	50	1,420	1,890	1,890	3,310	3,780	5,200
	音楽スタジオ1	7	470	630	630	1,100	1,260	1,730
	音楽スタジオ2	7	470	630	630	1,100	1,260	1,730
	工芸室	36	940	1,250	1,250	2,190	2,500	3,440
1階	ギャラリー1							1,050
2階	ホール	250	2,360	3,160	3,160	5,520	6,320	8,680
	ギャラリー2							1,050

(注) 収容人数は大人15人・子どもを含め30人で子育て(就学前)の利用に限る。

## 西南生涯学習センター

階別	部屋	収容 人数	単位利用時間帯利用料金					
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		(人)	(円)					
1階	音楽室	30	1,250	1,670	1,670	2,920	3,340	4,590
	ホール	100	2,360	3,160	3,160	5,520	6,320	8,680
2階	大会議室	45	940	1,250	1,250	2,190	2,500	3,440
	料理実習室	30	940	1,250	1,250	2,190	2,500	3,440
	和室	18	470	630	630	1,100	1,260	1,730
	ギャラリー1		320	410	410	730	820	1,140
	ギャラリー2	12	320	410	410	730	820	1,140
3階	アートルーム	30	940	1,250	1,250	2,190	2,500	3,440
	会議室1	20	470	630	630	1,100	1,260	1,730
	会議室2	20	470	630	630	1,100	1,260	1,730
	フィットネスルーム (活動室)	25	940	1,250	1,250	2,190	2,500	3,440

### ※備考

- 1) 市民（市内に居住し、在職し、若しくは在学する個人又は市内に所在する団体をいう。以下同じ。）が営利目的で利用する場合の利用料は、この表に定める利用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2) 市民以外の者が非営利目的で使用する場合の利用料は、この表に定める利用料の額に100分の300を乗じて得た額とし、営利目的で使用する場合の利用料は、この表に定める利用料の額に100分の600を乗じて得た額とする。
- 3) この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後10時まで、「昼間」とは午前9時から午後5時まで、「昼夜間」とは午後1時から午後10時まで、「全日」とは午前9時から午後10時までの時間帯とする。
- 4) 単位利用時間帯に満たない利用時間の端数は、当該単位利用時間帯として計算する。